

事業者排出量削減報告書

(あて先) 京都府知事						
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）				
京都府八幡市八幡沢1番地		城南衛生管理組合 管理者久保田				
		電話 075 631-0825				
京都府地球温暖化対策条例第19条の規定により提出します。						
特定事業者の主たる業種	宇治市、城陽市、八幡市、久御山町、宇治田原町、井手町管内のし尿収集運搬及び処理、並びにごみの中継運搬に関する業務、焼却処理、破碎処理、埋立処分及びリサイクル事業					
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））					
計画期間	平成 18 年 4 月 ~ 平成 20 年 3 月					
基本方針	リサイクル啓発による廃プラスチック混入率の削減や、廃棄物削減、ISO活動及びエコ事業所活動（ISOサイト外のエコ活動）による省エネ					
推進体制	地球温暖化防止の総括的な推進は、専任副管理者・事業部長・施設部長・事業部理事・企画参事で構成する「地球温暖化対策推進会議」で行う。					
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	措置内容			
	17	ISO認証サイト他	ISO活動と連動した温暖化対策・沢第2清掃工場閉鎖			
	18	ISO認証サイト他	ISO活動と連動した温暖化対策			
	19	ISO認証サイト他	ISO活動と連動した温暖化対策・廃棄物発電			
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） (17) 年度 (二酸化炭素換算 (t))	目標年度（計画） (19) 年度 (二酸化炭素換算 (t))	削減率 (計画) (%)	報告年度（実績） (19) 年度 (二酸化炭素換算 (t))	削減率 (実績) (%)
	A 事業所等排出区分	8,409 t	8,409 t	0.0 %	3491.238 t	-58.5%
	B 輸送車両排出区分	t	t	%	t	%
	C その他排出区分	31,709 t	31,709 t	0.0 %	33,437.4 t	5.5 %
	排出合計	*1 40,118 t	*2 40,118 t	0.0 %	*4 36,928 t	-8 %
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画） 取組量等 (二酸化炭素換算 (t))		報告年度（実績） 取組量等 (二酸化炭素換算 (t))		
	森林の保全及び整備	(整備面積) ha	(吸収量) t	(整備面積) ha	(吸収量) t	
	府内産の木材の利用	(利用量) m ³	(削減量) t	(利用量) m ³	(削減量) t	
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(発電量) kWh	(削減量) t	(発電量) kWh	(削減量) t	
	グリーン電力の購入	(熱供給量) GJ	(削減量) t	(熱供給量) GJ	(削減量) t	
		(購入量) kWh	(削減量) t	(購入量) kWh	(削減量) t	
	削減量等合計		*3 t		*5 t	
	差引排出量 (排出合計-削減等合計)	基準年度（実績） *1 40,118 t	目標年度（計画） *(2)-(4) 40118.0 t	削減率（計画） 0.0 %	報告年度（実績） *(4)-(5) 36928 t	
特記事項	城南衛生管理組合では平成16年度に実行計画を策定し、基準年度を平成13年度とし平成20年度に温室効果ガスを10%削減する目標を掲げている。平成19年度においては削減途中であるが、目標を大きくクリアしている状況であり、今後も更に努力することとしている。					
連絡先	担当部署					
	担当者氏名					
	住所					
	電話番号					
	ファクシミリ番号					

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外の事業者の方はレ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度を、「報告年度」とは計画期間のうち、今回報告の対象となる年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等」の実績については、計画期間中の実績の累計を記入してください。
 (例) グリーン電力の購入による温室効果ガスの削減実績が18年度5トンで19年度10トンの場合、19年度の報告書の実績については18年度と19年度の実績を累計し15トンと記入
 5 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO₂排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の実用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。